

(介護予防) 訪問看護  
【介護保険】

重要事項説明書  
契約書  
個人情報使用同意書

訪問看護ステーションいとぐち  
(事業所番号: 4461190029)

〒879-0314  
大分県宇佐市大字猿渡 1048 番地の 32  
TEL: (0978) 25-4198  
FAX: (0978) 25-4197



# 重要事項説明書

## 1. 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーションいとぐち
所在地	大分県宇佐市大字猿渡 1048 番地の 32
事業所番号	4461190029 号
サービス提供地域	宇佐市、中津市、豊後高田市 (上記以外の地域もご相談に応じます)

## 2. 事業所の職員体制等

[令和6年6月時点]

- (1) 管理者 看護師 1名
- (2) 看護職員 看護師 2名 (常勤2名)、准看護師 1名 (常勤1名)
- (3) 訓練士 作業療法士 1名 (常勤1名)、理学療法士 1名 (常勤1名)

## 3. 営業時間

- (1) 営業日 : 通常火曜日から土曜日まで  
(但し、12月29日から1月4日までを除く)
- (2) 営業時間 : 午前9時から午後6時まで  
(但し、24時間、利用者・家族からの電話等による連絡対応はいたします)

## 4. サービス内容、利用料及び利用者負担

- (1) サービス内容 : 自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーションの看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。また、必要に応じて作業療法士等が訪問し、リハビリ治療を行います。
- (2) 利用料及び利用者負担 : 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護保険の適用がある場合は、原則として基本利用料の1割 (一部2・3割) が利用者の負担額となります (下記例参照)。また、主治医の指示書料は別途病院等でお支払いいただきます。  
ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。また、交通費のご負担はありません。

《例》訪問看護の利用料 (カッコ内は介護予防) [令和6年6月時点]

### ① 保健師・助産師・看護師が行う訪問看護

1回あたりの所要時間	基本利用料	利用者負担金=基本利用料の1割
20分以上30分未満	4,710円(4,510円)	471円(451円)
30分以上1時間未満	8,230円(7,940円)	823円(794円)
1時間以上1時間30分未満	11,280円(10,900円)	1,128円(1,090円)

※准看護師が行う訪問看護の場合 × 0.9

### ② 作業療法士、理学療法士、言語聴覚士が行う訪問看護

1回あたりの所要時間	基本利用料	利用者負担金=基本利用料の1割
40分	5,880円(5,680円)	588円(568円)
60分	7,950円	795円

### ③ 初回加算II

3,000円	300円
--------	------

《計算例》 看護師 60分未満 (823円) × 4回／月、初回加算II (300円) 合計 3,592円／月

\*永眠時のケアを要する場合、10,000円をご負担いただきます。

\*別紙 (料金表) に利用料 (負担金額) を記載しています。改定時は速やかにお知らせします。

\*利用料は医療費控除の対象となります。

## 5. 個人情報の利用について

- (1) 事業者及びその従業員は、サービスを提供する上に知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- (2) 個人情報の利用に関しては、あらかじめ文章により利用者や家族の同意を得た場合、あるいはサービス担当者会議等において、利用者及びその家族に関する秘密・個人情報について前項の規定に関わらず、個人情報使用同意書に記載されたような一定の条件の下で、個人情報を利用できるものとします。

## 6. 相談窓口、苦情対応

(1) 利用者は提供されたサービスに対して苦情がある場合には、いつでも事業者あるいはその他市役所等の苦情窓口に苦情を申し立てることができます。

(苦情対応窓口)

- |                    |                               |
|--------------------|-------------------------------|
| ①訪問看護ステーションいとぐち    | (電話) 0978-25-4198 (担当者) 大西 康志 |
| ②宇佐市福祉事務所 高齢者サービス係 | (電話) 0978-32-1111             |
| ③中津市介護高齢者福祉課       | (電話) 0979-22-1111 (内736)      |
| ④豊後高田市役所介護保険担当     | (電話) 0978-22-3110             |
| ⑤大分県国民健康保険団体連合会    | (電話) 097-534-8470             |

(2) 事業者は、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

(3) 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いをすることはありません。

## 7. 緊急時の対応方法

(1) 訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他事故発生など緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医および利用者に係る介護支援専門員等に連絡し、適切な処置を行います。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を行います。

また利用者の家族等、緊急時連絡先に連絡いたします。

(2) 当事業所の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責にその原因を認められる損害については、その損害を賠償いたします。

尚、当事業所は以下の保険に加入しております。

【保険名】「介護保険・社会福祉事業者総合保険」(あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)

(3) 事故が発生した場合は、その原因解明を行い、再発防止の対策を講じます。

## 8. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項をお願いいたします。

(1) サービス提供にあたっては複数の看護師が交替してサービスを提供いたします。利用者から特定の看護師を指名することはできませんが、看護師についてお気づきの点や要望がありましたら、ご相談ください。

(2) 看護師等は年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。

(3) 看護師等は、法制上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、同居家族に対する訪問看護サービスは禁止されていますので、ご了承ください。

(4) 保険証や受給者証等の記載事項に変更があった場合は、速やかに看護師にお知らせください。また、確認させていただく際にはご提示くださいますようお願いいたします。

(5) 利用者の了解を得た上で、雪や台風等の天候不良時等、訪問日や訪問時間の変更を行う場合があります。

(6) 利用者やその家族に感染症の恐れのある場合は、マスクやゴム手袋等、念のため予防的な処置をさせていただきます。マスクやゴム手袋等は事業所で用意させていただきます。

(7) 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

(8) 感染予防のため、看護師等の訪問時あるいはケアの前後に、手洗い・うがい等をさせていただきますので、手洗い場の使用をお願いいたします。

(9) 入浴・清拭、歯磨き等のケアを行う場合は、水、お湯を使わせていただきますようお願いいたします。

# (介護予防) 訪問看護サービス契約書

\_\_\_\_\_様（以下「利用者」といいます）と、指定訪問看護事業者・介護予防訪問看護事業者である訪問看護ステーションいとぐち（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護サービスについて、次の内容にて契約を締結します。

## 第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

## 第2条（契約期間）

- 1 この契約の期間は契約締結の日から、利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。ただし第8条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日までとします。
- 2 上記の契約満了日の2日前までに利用者から更新拒絶の意思表示がない場合は、契約は自動更新されるものとします。

## 第3条（訪問看護計画）

- 1 事業者は、利用者の日常生活の状況及び希望に応じた「居宅サービス計画」に沿って、「訪問看護計画」を作成します。事業者はこの「訪問看護計画」を作成した場合は、利用者に説明し同意を得た上で交付致します。
- 2 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が「居宅サービス計画（ケアプラン）」の範囲内で可能な時は、速やかに「訪問看護計画」の変更等の対応を行います。
- 3 事業者は、利用者が「居宅サービス計画」の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

## 第4条（サービス提供の記録等）

- 1 事業者は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録シート」等の書面に必要事項を記入します。
- 2 事業者は、「訪問看護記録シート」等の記録を作成した後2年間はこれを適正に保存し、利用者本人から開示の求めがあった場合は閲覧に応じ、実費負担によりその写しを交付します。

## 第5条（利用者負担金及びその滞納）

- 1 サービスに対する利用者負担金は、別紙に記載する通りとします。尚、利用者負担金は、関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適応されます。
- 2 事業所が、毎月に利用者負担金の請求書を発行いたしますので、利用の翌月末までにお支払いただきます。利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を2ヶ月分以上滞納した場合は、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用料負担金を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 3 前項の催告をしたときは、事業者は利用者の日常生活を維持する見地から、「居宅サービス計画」を作成した介護支援専門員に対し、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。
- 4 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第2条に定める期間が満了した場合には、この契約を文書により解除することができます。

## 第6条（利用者の解約権）

利用者は事業者に対し、いつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

## 第7条（事業者の解除権）

- 事業者は、利用者の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。この場合、事業者は、「居宅サービス計画」を作成した居宅介護支援事業所及び利用者が住所を有する市区町村にその旨を連絡します。
- 事業者は、事業の安定的な運営が困難となった場合や事業所の統廃合があった場合は、その理由を記載した文書によりこの契約を解除することができます。この場合、事業者は、「居宅サービス計画」を作成した介護支援専門員と協議し、利用者に不利益が生じないよう必要な措置をとります。

## 第8条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 第2条の規定により事前に更新の合意がなされず、契約の有効期間が満了した時
- 第6条の規定により利用者から解除の意思表示がなされ、予告期間が満了した時
- 第7条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされた時
- 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなった時
  - 利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院した場合（3ヶ月以上継続）
  - 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
  - 利用者が死亡した場合

## 第9条（損害賠償）

事業者は、訪問看護サービスの提供に伴って事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、速やかに対応し、その損害を賠償いたします。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。

尚、当事業者は以下の保険に加入しております。

【保険名】 「介護保険・社会福祉事業者総合保険」（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）

## 第10条（個人情報保護）

- 事業者及びその従業員は、サービスを提供する上に知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 個人情報の利用に関しては、あらかじめ文章により利用者や家族の同意を得た場合、あるいはサービス担当者会議等において、利用者及びその家族に関する秘密・個人情報について前項の規定に関わらず、個人情報使用同意書に記載されたような一定の条件の下で、個人情報を利用できるものとします。

## 第11条（苦情対応）

- 利用者は提供されたサービスに対して苦情がある場合には、いつでも事業者あるいはその他市役所等の苦情窓口に苦情を申し立てることができます。

（苦情対応窓口）

- 訪問看護ステーションいとぐち (電話) 0978-25-4198 (担当者) 大西 康志
- 宇佐市福祉事務所 高齢者サービス係 (電話) 0978-32-1111
- 中津市介護高齢者福祉課 (電話) 0979-22-1111 (内736)
- 豊後高田市役所介護保険担当 (電話) 0978-22-3110
- 大分県国民健康保険団体連合会 (電話) 097-534-8470

- 事業者は、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いをすることはありません。

## 第12条（契約外条項等）

- この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めます。
- この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものですので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

## 個人情報使用同意書

私（利用者および、その家族）の個人情報については、次に記載するところによりその範囲内で使用することに同意します。

### 記

- (1) 事業者及びその従業員は、サービスを提供する上に知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- (2) 個人情報の利用に関しては、個人情報保護に関する法律に従い、あらかじめ文章により利用者や家族の同意を得た場合、前項の規定に関わらず、以下の①～④に示す一定の条件の下で個人情報を利用することがあります。

#### ① 事業所内での利用

- ・利用者への適切なサービスを提供するため
- ・サービス提供に関わる医療・介護保険事務、請求事務を行うため
- ・事業所の管理・運営上必要な業務（入退利用者の管理、会計・経理業務、事故等の報告）

#### ② 他の事業所等への情報提供を伴う利用

- ・サービス担当者会議等において、病院、保健所、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等、他の事業所との連携のため
- ・家族への心身の状況説明

#### ③ 医療・介護保険事務に関わる審査支払機関へのレセプトの請求等のため

#### ④ その他

- ・サービス業務の維持・改善の為の資料、症例研究等の資料
- ・行政機関等からの要請で、法令上応じることが義務付けられている事項

以上のとおり、重要事項説明書・契約書・個人情報使用同意書の内容を確認した上で、訪問看護サービスの契約を締結します。

この契約を証するため、本書2通を作成し利用者および事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

**【事業所】**

当事業所は、指定訪問看護事業所として、以上の契約の内容（重要事項、利用料金等）及び個人情報使用について利用者へ説明しました。

当事業所は、利用者の申し込みを受諾し、この契約書に定めるサービスを誠実に責任を持って行います。

説明者名： \_\_\_\_\_印

訪問看護ステーションいとぐち

住 所： 〒879-0314  
大分県宇佐市大字猿渡1048番地の32

電 話 番 号： 0978-25-4198

事 業 者 名： 株式会社M&Y  
代表取締役 大西 康志 印

**【利用者】**

住 所： 〒 \_\_\_\_\_

電 話 番 号： \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_ 印

**【代理人】**

住 所： 〒 \_\_\_\_\_

電 話 番 号： \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_ 印

利用者との関係： \_\_\_\_\_